

調査しない旨の通知をした事案

事案（1）保有個人情報開示請求に係る対応について

対象機関	教育委員会 教育総務課
苦情の趣旨	教育総務課の職員が、私に関する保有個人情報の開示請求について、問い合わせ先は、教育総務課ではなく人事課だと告げられた。 このことを受け、私は、情報公開担当課の総務課に問い合わせしてみたところ、請求先は教育委員会（教育総務課）であることで間違いがなかった。 今後、同職員が同じような誤りを繰り返さないでほしい。 （苦情の趣旨は整理しました。）
調査しない理由	本件は、教育総務課の職員による誤った認識による過誤であることが明白なことから、これ以上の調査は必要ないと判断し、上越市オンブズパーソン条例第 12 条第 1 項第 5 号の規定により調査をしないこととしました。 なお、教育委員会に対しては、今回の過誤を真摯に受け止め、再発防止策を講ずるとともに、今後の事務執行において適正な確認と点検を徹底するよう求めたことを申し添えます。